

# 高萩市キャラクターはぎまるデザインの使用に関する要 綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のイメージアップを図るため、高萩市キャラクターはぎまるのデザインの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターのデザイン)

第2条 キャラクターの基本デザインは、別図のとおりとする。

(使用の制限)

第3条 キャラクターのデザインは、その使用が次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合は、使用してはならない。

- (1) 市又はキャラクターの信用及び品位を害すること。
- (2) 特定の個人、団体、法人（市を除く。）又は商品等を宣伝し、広報し、支援し、及び推薦すること。
- (3) 法令又は公序良俗に反すること。
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とすること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めること。

(使用の申請)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者は、あらかじめはぎまるデザイン使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(申請の免除)

第5条 キャラクターのデザインを使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による申請を免除することがきる。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第6条 市長は、第4条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、はぎまるデザイン使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用することができる期間)

第7条 キャラクターのデザインを使用することができる期間は、前条の規定により使用の承認を受けた日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までの範囲内で市長が定める期間とする。

(使用料)

第8条 キャラクターデザインの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第9条 第6条第1項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）及び第5条の規定により申請を免除された者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない

い。

- (1) 使用の承認又は免除を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) キャラクターのデザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャラクターのデザインを改変する一切の行為をしないこと。
- (4) キャラクターのデザインに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。
- (5) その他特に付した条件に従って使用すること。

(変更の申請)

第10条 使用者は、第6条第1項の規定により承認を受けた内容を変更しようとするときは、はぎまるデザイン使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、使用変更の可否を決定し、はぎまるデザイン使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、はぎまるデザイン使用承認取消通知書(様式第5号)によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合
- (2) 第9条に定める遵守事項に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により承認を受けた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、キャラクターのデザインの使用が

適当でないとき市長が認める場合

2 市長は、前項の規定によりキャラクターのデザインの使用の承認を取り消した場合は、使用者に対し、当該取消しに係る製作物の回収及び削除を求めることができる。

(免責)

第12条 市長は、前条の場合において、使用者に損害が生じることがあっても、その責めを負わないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別図（第2条関係）

基本デザイン



名称 はぎまる